

除雪機械整備事業補助金の申請について

- 1 目的 降雪時に道路交通を確保するため、区、町、常会の除雪機械の購入に要する経費又は除雪機械の修繕に要する経費に対して補助金を交付する。
- 2 補助金の対象経費
 - (1) 除雪機械の購入に要する経費
除雪機械 ① 除雪機（動力付）
② トラクター等に装着する除雪板（タイヤチェーンは対象外）
 - (2) 過去に市の補助を受けて購入した除雪機械の修繕に要する経費
- 3 申請書類と記入内容
 - (1) 申請書類提出期限
 - ① 購入に要する経費：補助金を受けようとする年度の6月30日
 - ② 修繕に要する経費：補助金を受けようとする年度の9月30日
 - (2) 補助金等交付申請書
 - ① 申請団体は、区、町又は常会
 - ② 申請者は区長、町総代又は常会長
 - ③ 申請内容
 - 1 目的と内容 地区内市道除雪のため除雪機械を購入する旨を記入
 - 2 必要理由 補助金を必要とする理由
 - 3 経費の配分 購入又は修繕経費の内訳
 - 4 完了予定期日 除雪機械が納入され、支払いが完了する日
 - 5 補助金額 購入又は修繕経費の2分の1以内の額
(30万円を超えるときは30万円)
 - 6 添付書類 見積書、カタログ、除雪範囲図、除雪機械の管理・運用調書
 - (3) 添付書類
 - ① 見積書（コピー可） 購入経費と機械の型番などがわかるもの
修繕の場合は、修繕経費と修繕内容がわかるもの
 - ② カタログ（コピー可） 又は修繕箇所の写真
購入する除雪機械がわかるもの
修繕の場合は、修繕箇所の写真
 - ③ 除雪範囲図 除雪する範囲を図示
(住宅地図などのコピーに記入・着色したものでよい)
 - ④ 除雪機械の管理・運用調書 購入する除雪機械の管理・運用について記入
- 4 除雪機械の購入又は修繕の実施
補助金の交付が決定すると補助金交付決定通知書をお送りします。
この通知書を受け取った後、対象となる除雪機械の購入又は修繕の実施をして下さい。
- 5 補助金の交付
除雪機械の購入又は修繕を実施した後、次の書類を提出して下さい。
 - (1) 補助事業等実績報告書（記入内容は申請書とほぼ同じ内容です）
 - (2) 除雪機械整備事業補助金請求書（区・町・常会の口座又は申請者の個人口座）
 - (3) 領収書（写しの場合は、原本を確認しますので持参してください。）
 - (4) 写真（購入した除雪機械又は修繕完了箇所の写真）

(備考) ※補助金の交付は、過去の交付状況を考慮し予算の範囲内で行います。
※購入経費について補助金の交付を受けた場合、その後の3年間は除雪の実施状況について報告してください。
※補助金で購入したことが分かるよう、本体に補助金名や購入年度の記載をお願いします